

岬町不妊・不育症治療助成事業のご案内

岬町では、出生率の回復をめざし、子どもを産み育てたいと望んでいるのにできないご夫婦を支援するため、不妊・不育症治療に対する費用の一部助成を行っています。

詳しくは、岬町立保健センターにお問い合わせください。



□対象となる方

助成事業の対象となる方は、①～⑥全てに該当する方

- ① 不妊症または不育症の検査・治療が必要と診断された方
- ② 治療開始日において、法律上の婚姻をしている夫婦、または、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係にある方
- ③ 検査・治療日および申請日において岬町に住所を有すること
- ④ 治療開始日において妻の年齢が満 43 歳未満であること
- ⑤ 各種医療保険に加入していること
- ⑥ 町税等の滞納がないこと

□助成回数および助成額

回 数：1 年度につき 1 回とし、同一の受診者に対する助成回数は 1 子ごとに通算 6 回まで

助成額：受診者 1 人につき 1 回 10 万円まで

□助成対象となる検査・治療

医師が必要と判断した不妊・不育症に関する検査・治療（保険適用外含む）で、申請日の属する年度に受けた検査・治療が対象。治療開始前に不妊原因を調べるための検査、治療の一環として行われる検査費用も含まれます。

不妊・不育治療を実施している産婦人科、泌尿器科であれば医療機関の指定はありません。

【対象外となるもの】

- ・大阪府が実施する「特定治療支援事業」や「不育症検査費用助成事業」の申請が可能な検査・治療にかかる費用は対象外です。
- ・入院時の部屋代や食事代など治療に直接関係のない費用も、助成の対象外です。

□申請方法及び助成金の支給

- ・検査及び治療を受けた日の属する年度の 3 月末までに、年度分をまとめて 1 回、申請書に
関係書類を添えて保健センターに申請してください。

（3 月末まで治療がある場合は、必ず保健センターまでご相談ください。）

- ・申請内容を審査のうえ、承認を受けた方に対して、交付決定通知書を郵送するとともに、口座振込により助成金を支給します。

□申請時に必要となる書類等

申請に必要な書類については、保健センター窓口で配布又は岬町ホームページからもダウンロードできます。

①岬町不妊治療・不育治療費助成申請書（様式第 1 号）

②岬町不妊治療・不育治療医療機関受診等証明書（様式第 2 号）

医療機関に作成を依頼してください。治療を受けた医療機関ごとに証明書が必要です。
文書料が発生する場合は、申請者の負担となります。

③同意書（様式第 3 号）

④誓約書（様式第 4 号）

⑤被保険者等であることを証明する書類（健康保険証等の写し）

⑥領収書・診療明細書原本

不妊や不育症の検査及び治療に係った費用について、医療機関が発行する領収書や院外処方がある場合は、薬局が発行する領収書・診療掲載書の原本が必要となります。
原本の返却を希望される場合は、保健センターでコピーを取り、お返しします。

⑦戸籍上の夫婦であることを証明する書類（法律上の婚姻関係にある夫婦のみ）
戸籍謄本等の提出が必要です。

【事実上の婚姻関係の方は、上記①～⑥に加えて、下記の書類もご提出ください】

⑧ 事実婚関係に関する申立書（様式第 7 号）

⑨ 重婚でないことを証明する書類（夫・妻それぞれの戸籍謄本）

⑩ 生活状況のわかる書類（夫・妻それぞれの住民票【世帯全員】）

□その他

他市区町村において同種の助成を受けている場合、同一年度に限り、助成の対象とはなりません。

□申請窓口・問合せ

岬町立保健センター TEL072-492-2424

FAX072-492-2433

岬町ホームページ <http://www.town.misaki.osaka.jp/>

【参考】

◎「特定治療支援事業」や「不育症検査費用助成事業」の助成に関する相談・申請窓口は、大阪府泉佐野保健所になります。

TEL072-462-7701 FAX072-462-5426

詳しくは、大阪府のホームページをご参照ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/boshi/>